

豊田工業大学 公的研究費 2026年度不正防止計画

1. 責任体系の明確化

項目	不正を発生させる要因	不正防止計画および取組状況
責任および権限	・組織上の責任者が不明瞭	豊田工業大学における「公的研究費の運営・管理体制」を整備し、責任体制を明文化。ホームページ上で学内外へ公表し、毎年実施する説明会等により周知徹底を図っている。

2. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

項目	不正を発生させる要因	不正防止計画及び取組み状況
意識の向上	・補助金が国民の税金でまかなわれた公的資金だという意識の希薄	豊田工業大学における「研究者倫理規定」をホームページ上で公表し、内容の周知を図る。簡易リーフレット（和・英版）を活用し、研究者に展開することで不正防止に対する意識を高める。
	・学生への説明が不足することで学生が意図せず不正に関与してしまう	学生に対する「研究倫理」「不正行為の確認・対策」「研究活動における注意点」を研究室での指導を強化することで学内意識の醸成を図る。
	・意識の希薄化、緊張感の欠如	対象となる研究者全員に対して、日本学術振興会が提供するeラーニング教材「eL CoRE」の一斉受講を行う。6月に専任教員の参加を必須としたコンプライアンス教育を実施。
ルールの明確化	・使用ルールの理解不足 ・事務担当者と研究者間の運用解釈の違い	ホームページ上で公表している公的研究費の執行に関するルールをまとめた「公的研究費ハンドブック」を定期的に更新し案内する。あわせて公的資金プロジェクトへ参画する学生へのルールの周知徹底を図る。説明会後の理解度チェックにより適宜フォローを行う。

3. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正を発生させる要因	不正防止計画および取組状況
不正防止計画	・不正発生要因が不正防止計画に反映されていない	内部監査室と連携し、内部監査の結果から明らかになった不正発生の具体的な要因について、把握し、不正使用防止計画を策定する。

4. 研究費の適正な運営・管理

項目	不正を発生させる要因	不正防止計画及び取組み状況
予算管理	・年度末に予算執行が集中	①各研究費に予算管理担当者を配置。常時執行状況を把握し、研究者へ指導を行っている。また、研究計画の進捗を把握し、必要な場合は、繰越制度の利用を促している。 ②備品および消耗品は各研究費の研究期間との年度対応を図るとともに、消耗品は必要以上の数量を購入しないよう注意喚起している。 ③公的資金での物品購入期限として、2月末締め3月納品により計画的な予算執行を図る。
物品購入・検収	・研究者自身による直接発注および検収の実施	「固定資産及び物品調達規定」に基づき、調達部署による発注・検収を厳守する。公的研究費ハンドブック記載の事前確認を経て立替購入を行った場合、購入者が直ちに購入物品と領収

		書を研究協力Gに持参し、検収を受ける運用を徹底する。 また、200万円以上の設備備品は、検収と検査調書作成を一体の工程として管理し、作成漏れを防止する。
旅費	・出張事実の未確認	①海外出張は搭乗証明、国内出張は宿泊を証明する書類（領収書等）の提出を義務付けている。 ②公的研究費による出張を行った場合は、出張精算の際等に、出張報告書を速やかに提出するよう義務付けている。 ③収支簿作成時等においては、必要事項（期間、行先、内容、出張名等）の記載を徹底する。
人件費・謝金	・勤務実態、業務実施事実の未確認	①雇用契約を結んでいる場合（人件費）は、人事部署が採用時に勤務条件を説明するとともに、被雇用者の出勤を確認した人事部署の担当者が、（被雇用者の）出勤簿に「出勤確認印」押印している。出勤簿と従事日誌を月次で照合する等、チェックを徹底する。 ②雇用契約を結んでいない場合（謝金）は、管理責任者に業務終了後、書面にて実施の事実確認を行っている。

5. 情報発信・共有化の推進

項目	不正を発生させる要因	不正防止計画及び取組み状況
相談および通報	・相談・通報窓口に関する周知が不十分	「公的研究費の管理・運営体制」「研究者倫理規定」に明記し、説明会で周知している。

6. モニタリングの在り方

項目	不正を発生させる要因	不正防止計画及び取組み状況
内部監査	・内部監査の形骸化	① 内部監査室は、内部監査により把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直しし、効率化・適正化を図る。 ② 競争的資金についての監査を年1回実施し、結果を最高管理責任者(学長)および関係者、監事へ報告する。 ③ 上記②において、通常監査とは別に、前年度の実施状況を踏まえ要因分析した結果を明示し、リスクが発生する可能性のあるプロジェクト等に対してリスクアプローチ監査を実施する。 例) 金額の大きな事業、これまでに監査対象となっていない案件 など ④ 監事、内部監査室、会計監査人による三様監査意見交換会等にて、「機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等」について定期的に議論する。